

# 持続的な賃上げの実現に向けた 「稼ぐ力」の強化について

2025/2/20

四国経済産業局

# 「稼ぐ力」の強化のための3つの取組

- ▶ 中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げには、下請法の改正・執行など適切な価格転嫁など制度面での対策に加え、生産性の向上や成長・拡大などにより、中小企業の「稼ぐ力」を抜本的に強化
- ▶ このため、今般の補正予算においては、（1）地域の賃金水準への波及力がある「売上高100億企業」を恒常的に創出する新たな支援制度を創設するなど、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援するとともに、（2）地域を支える中小企業・小規模事業者の生産性向上や省力化投資等を加速化させるための支援を、昨年を上回る規模で実施

①

価格転嫁対策の更なる徹底

- 下請法の改正の検討、執行強化
- 価格交渉促進月間における転嫁状況の調査等（2ページ）
- 業界やサプライチェーン全体での取引適正化（3ページ）

地域の賃金水準の底上げ

②

生産性向上や省力化投資等の加速化を支援

- 生産性向上のための支援制度の拡充（概要は7ページ以降を参照）（ものづくり補助金、IT導入補助金、事業承継・M&A補助金等）
- 中小企業省力化投資補助金の継続
- 商工団体等による支援、資金繰り支援、災害復旧支援等

地域の賃金水準の底上げ

③

売上高100億企業など、成長・拡大を目指す企業をシームレスに支援

- 中小企業成長加速化補助金（仮称）の新設（売上高100億企業の創出等を強力に後押し）
- 中堅・中小大規模成長投資補助金の拡充

地域の賃金水準の引上げ

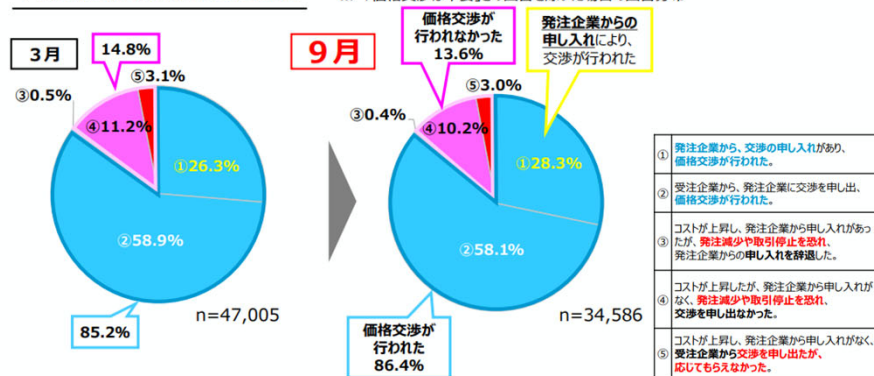
# 価格交渉促進月間（昨年9月）フォローアップ調査結果

価格交渉促進月間終了後、アンケート調査（9月末～11月中旬）及び下請Gメンによるヒアリング（10月下旬～12月中旬）を実施。30万社にアンケートを配布し、回収率は17.1%（前回調査（昨年3月）の回収率は15.5%）

## 価格交渉の状況

直近6か月間における価格交渉の状況

※「価格交渉は不要」との回答を除いた場合の回答分布

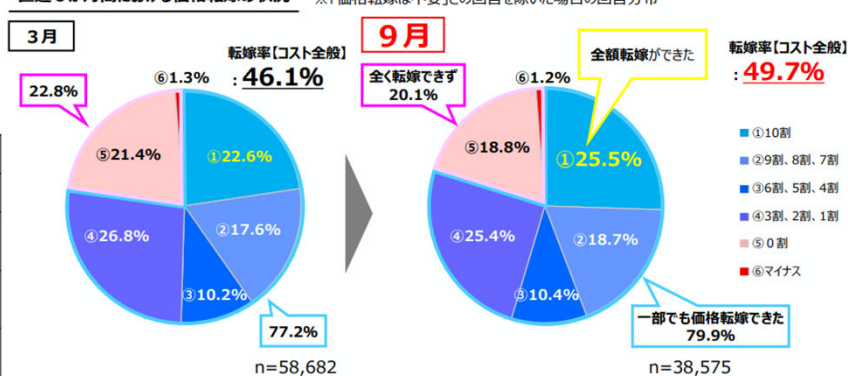


（資料）中小企業庁ウェブサイト「価格交渉促進月間フォローアップ調査結果（令和6年11月29日更新）」 [https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result\\_01.pdf](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/dl/202409/result_01.pdf)

## 価格転嫁の状況【コスト全般】

直近6か月間における価格転嫁の状況

※「価格転嫁は不要」との回答を除いた場合の回答分布

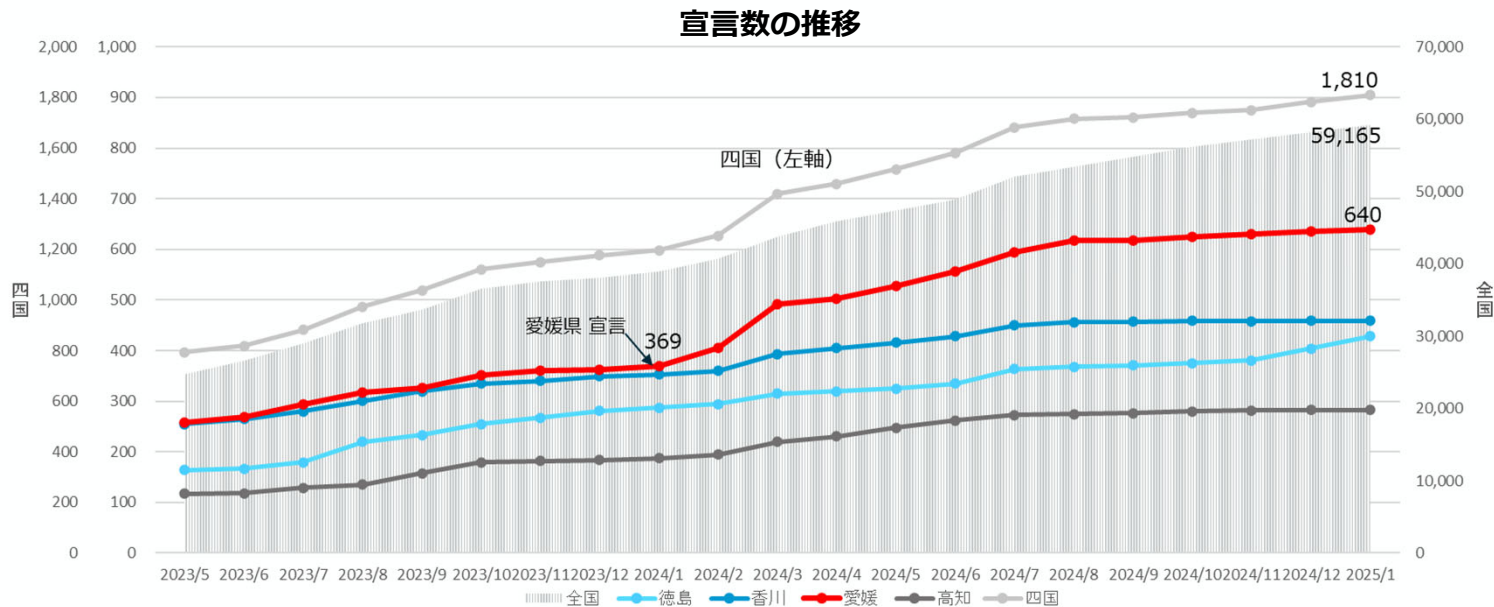


## 管内4県における取引適正化の好事例

- ・ 労務費上昇に係る取引価格の見直しに関する案内が取引先の社長名であった。公正取引委員会が公表した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った内容の文書で、取引価格の見直しに積極的に取り組む姿勢を見せている。（製造業、情報サービス業）
- ・ 新規品、リピート品とも希望価格通りに価格が決定されている。さらに、取引先の親会社から取引先との取引における問題の有無などを確認するアンケート調査が定期的実施されており、取引適正化に積極的な姿勢が見られる。（製造業）

# パートナーシップ構築宣言の取組

- パートナーシップ構築宣言は、発注者の立場から、代表者の名前で、サプライチェーン全体の付加価値向上や望ましい取引慣行の遵守等について自主的に宣言・公表することで、取引適正化に関する社内への意識徹底、取引先からの取組の見える化等を図り、サプライチェーン全体の共存共栄を図る取組
- 愛媛県内企業の宣言数は2025年1月末時点で640社。共同宣言後の昨年1月末からは271社増加し約1.7倍



# (参考) 昨年中の宣言ひな形の改正動向

- ひな形は、企業がパートナーシップ構築宣言を公表する際の参考として、盛り込むべき内容を中小企業庁が公表
- 労務費指針の公表に伴う振興基準の改正に合わせ、ひな形の内容をアップデート（3月25日）
- 下請代金支払遅延防止法の指導基準の変更に伴う振興基準の改正に合わせ、ひな形の内容をアップデート（11月1日）

## ひな形改正のポイント

### 1. 2024年3月25日改正

(1) 振興基準の改正に合わせて、「価格決定方法の適正化」の項目に、**以下の内容を追加**

- ① **労務費の指針に掲げられた行動を適切にとった上で取引対価を決定する**
- ② **原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合に適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**

(2) 発注者側からの積極的な協議を促すため「**下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行う**」旨記載を修正

※改正前「下請事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じる」という内容

### 2. 2024年11月1日改正

振興基準の改正において、親事業者及び下請事業者は、下請代金を手形等で支払う場合の支払サイトについて、業種を問わず60日以内とすることを徹底する旨が規定されたことを踏まえ、「手形などの支払条件」の項目を「**支払サイトを60日以内とするよう努めます**」から「**支払サイトを60日以内とします**」に変更

# パートナーシップ構築宣言拡大に向けた最近の取組

## 1. 当局における取組

- **情報共有・周知活動**
  - 各県へ全国自治体の取組状況や四国管内のセミナー情報等の提供を実施
  - 金融機関向け施策説明会、中小企業診断士向け講習会等において周知活動を実施
- **四国経済連合会との意見交換の実施（10/22）**
- **価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に係る情報交換連絡会（10/31）**
  - 四国4県とオンラインによる**情報交換連絡会**を開催
  - パートナーシップ構築宣言の普及拡大と価格転嫁の推進に向けて情報提供を行うとともに意見交換を実施

## 2. 今後の予定

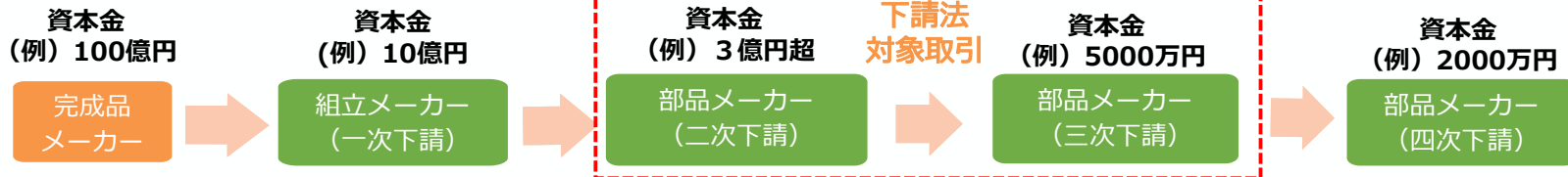
引き続き、宣言拡大や実効性の確保に向け四国4県と連携し以下に取り組む予定

- パートナーシップ構築宣言に係る**協定・共同宣言参加機関・団体**への周知活動
- よろず支援拠点を活用した価格転嫁促進セミナーの開催
- **未宣言企業へのPR活動**の実施
- **宣言企業における優良事例**把握
- 価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に係る情報交換連絡会の継続開催

# 新たな取引適正化対策の全体像

## ～取引段階ごとの課題への対応～

### 取引段階例



## 1. 価格転嫁

- 企業の社名公表、指導・助言等 (1月にも実施)
- 多段階での連携 (下請振興法改正)
- 頂点企業への要請 (総理 指示)
- 行政指導の強化 (新たな運用)

- 下請法改正・執行強化 (下請法改正)
  - ・「協議に応じない価格決定」等を新たに禁止する下請法改正 (案) の検討。
  - ・下請法執行：公正取引委員会との連携強化 (個別事件ごとの早期連携)、下請Gメンによる調査結果の活用。
  - ・勧告を受けた企業へ、補助金交付や入札参加資格を停止する方策の検討。

- 法律適用の拡大 (下請法・振興法改正)
  - ・資本金に加え、従業員数も適用基準に追加し、対象を拡大する方向で検討。
- 行政指導の強化 (新たな運用)
  - ・下請Gメン等が、芳しくない取引実態を把握した場合には、迅速に注意喚起。

## 2 価格転嫁以外 (代金支払、型取引、知的財産等)

- 企業の社名公表等の拡大 (新たな運用)
- 多段階での連携・支払改善 (下請振興法改正)
- 行政指導の強化 (新たな運用)

- 手形利用の禁止、支払迅速化、型の対象拡大 (下請法改正・新たな運用)
- 知的財産に係る実態調査 (新たな運用)

- 法律適用の拡大 (下請法・振興法改正)
- 行政指導の強化 (新たな運用)

## 3 商慣行も含めた、業界全体の課題への対応

- 業界ごとの自主的な取引適正化
- 業界全体での一層の取引適正化の徹底 (総理 指示)

**(参考) 今年度補正予算で措置された  
成長・生産性向上支援策**

# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和6年度補正予算額 3,400億円

中小企業庁

(1) イノベーションチーム、企画課、総務課、経営支援課、財務課、海外展開支援室  
(2) (3) イノベーションチーム (4) 小規模企業振興課 (5) 財務課

### 事業の内容

#### 事業目的

中小企業は、物価高や賃上げ・最低賃金引上げ、人手不足、制度対応等の事業環境変化に対応し、それらの“稼ぐ力”を強化する必要がある。こうした“稼ぐ力”を伸ばすためには、成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を促すことが重要であり、それらの成長投資や革新的な製品・サービスの開発、販路開拓、海外展開、M & A、人材育成等をハード・ソフトの両面で支援する。

#### 事業概要

成長志向の中小企業による飛躍的成長や中小企業・小規模事業者の生産性向上を実現するため、以下の事業を実施する。

#### (1) 中小企業成長加速化支援事業（中小企業成長加速化補助金）

売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、**大胆な設備投資を支援**する。また、新事業・新分野進出、M&A等の中小企業が抱える高度な課題を解決するための官民一体での支援体制の構築や海外展開支援、人材育成・人材確保への支援、これらの支援に必要な基盤整備等を実施する。

#### (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

中小企業等が行う、**革新的な製品・サービスの開発**に必要な設備投資等を支援する。

#### (3) サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や**DXの推進**、**サイバーセキュリティ対策**、**インボイス制度**への対応等に向けた**ITツールの導入**を支援する。

#### (4) 小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

小規模事業者等が**自ら経営計画を作成**して取り組む**販路開拓等の取組**を支援する。

#### (5) 事業承継・M & A支援事業（事業承継・M & A補助金）

事業承継・M & Aに際し、**設備投資等**や、**M & A・PMIの専門家活用費用等**を支援する。

#### (6) 先進事例・支援策の周知広報や相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談支援やハンズオン支援を実施するとともに、国内外の事業拡大等にかかる専門家派遣等を支援する。

### 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ~ (5)



(6) 中小企業の飛躍的成長に向けたソフト面の支援



### 成果目標

各事業を通じて事業者の成長や生産性向上を促し、事業終了後の生産性、給与支給額等の向上を目指す。

# (1) 中小企業成長加速化補助金の概要 **【新設】**

## 中小企業成長加速化補助金

飛躍的成長を目指す中小企業の設備投資を補助します！

令和7年3月 第1回公募要領公開予定！

売上高100億円を目指す、  
成長志向型の中小企業の皆様へ

大胆な**設備投資**を支援

活用イメージ



工場、物流拠点  
などの新設・増築



イノベーション創出  
に向けた設備の導入

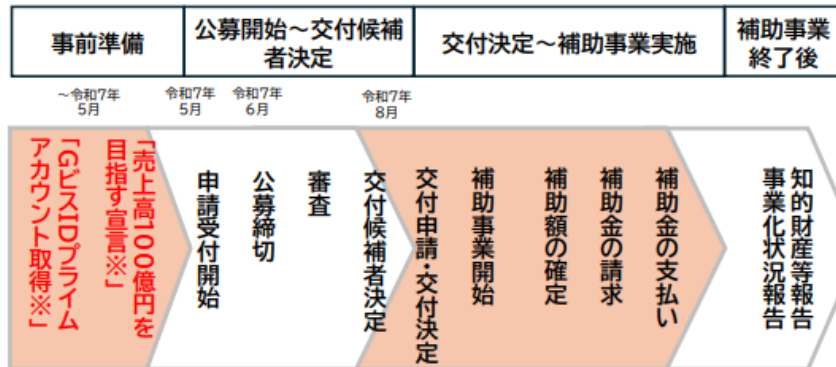


自動化による  
革新的な生産性向上

## 内容

補助対象者	売上高100億円への飛躍的成長を目指す中小企業
要件	<ul style="list-style-type: none"><li>● 投資額1億円以上</li><li>● 「売上高100億円を目指す宣言」を行っていること</li><li>● その他、賃上げ要件 など</li></ul>
補助上限	5億円
補助率	1/2
対象経費	建物費、機械装置等費、ソフトウェア費、専門家経費

## 事業スキーム



## (2) ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の概要

### 製品・サービス高付加価値化枠

### グローバル枠

#### 基本要件

- ① 付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
  - ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加
  - ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
  - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）
- ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。

#### 内容

革新的な新製品・新サービス開発の取り組みに必要な設備投資等を支援

海外事業を実施し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備投資等を支援

#### 補助上限

5人以下 750万円 (850万円)  
 6~20人 1,000万円 (1,250万円)  
 21~50人 1,500万円 (2,500万円)  
 51人以上 2,500万円 (3,500万円)

3,000万円 (3,100万円~4,000万円)

#### (特例措置)

大幅引上げ特例（補助上限額を100~1,000万円上乘せ（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。最低賃金引上げ特例事業者、各申請枠の上限額に達していない場合は除く。））  
 ① 給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加、② 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準

#### 補助率

中小企業1/2、小規模・再生2/3

中小企業1/2、小規模2/3

#### (特例措置)

最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。））  
 ・指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること

#### 対象経費

機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費  
 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

#### 昨年からの 主な変更点

最賃近傍事業者への補助率を引き上げ


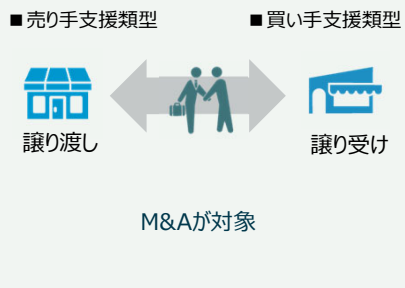
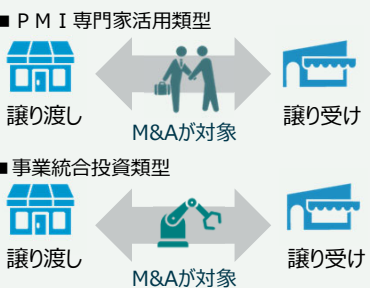


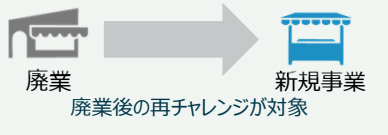
# (3) IT導入補助金の概要

	通常枠		複数社連携 IT導入枠	セキュリティ 対策推進枠	インボイス枠	
					電子取引類型	
要件	業務効率化やDXの推進等に資するITツールの導入		複数の中小・小規模事業者が連携してITツール及びハードウェアを導入	サイバーセキュリティお助け隊サービスを導入	インボイス制度に対応し、発注者がインボイス制度に 会計・受発注・決済の機能 を有するITツール及びその ためのハードウェアを導入 発注者が無料で利用 応し、受発注機能を有す るITツールを導入し、受 注者が無料で利用	
	労働生産性の年平均成長率+3%以上増加（複数社連携IT導入枠+2%以上、セキュリティ対策推進枠+1%以上）				—	
	—	給与支給総額を年平均成長率+1.5%以上増加かつ 事業所内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上		—	—	
補助上限	ITツールの業務領域が1~3まで： 5万円~150万円	ITツールの業務領域が4以上： 150万円~450万円	(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 50万円×グループ構成員数 (a)+(b) 合わせて 3,000万円まで	5万円~150万円	ITツール： ~350万円 PC・タブレット等： ~10万円 レジ・券売機等： ~20万円	~350万円
補助率	中小企業：1/2 ※3か月以上地域別最低賃金+50円以内 で雇用している従業員が全従業員の 30%以上いる場合：2/3		(a)インボイス枠対象経費： 同右 (b)それ以外： 中小企業：2/3	小規模事業者：2/3 中小企業：1/2	~50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円~350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	中小企業：2/3 大企業：1/2
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料 (最大2年分)、導入関連費		ソフトウェア購入費、クラウド 利用料(最大2年分)、導入関連 費、ハードウェア購入費	サイバーセキュリティお助け隊 サービス利用料(最大2年分)	ソフトウェア購入費、 クラウド利用料(最大 2年分)、導入関連費、 ハードウェア購入費	クラウド利用料 (最大2年分)
昨年からの 主な変更点	最賃近傍事業者への補助率を引き上げ		—	補助上限額及び補助率を引き上げ	—	

# (4) 持続化補助金の概要

	一般型				創業型	共同・協業型	ビジネス コミュニティ型
	通常枠	インボイス特例	賃金引上げ特例	災害支援枠			
要件	経営計画を作成し販路開拓等に取組む小規模事業者	免税事業者から課税事業者に転換	事業場内最低賃金を地域別最低賃金より50円以上引き上げる小規模事業者	令和6年能登半島地震における被災小規模事業者	産競法に基づく「認定市区町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた小規模事業者	地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関が地域振興等機関となり、参画事業者である10以上の小規模事業者の販路開拓を支援	商工会・商工会議所の内部組織等 (青年部、女性部等)
補助上限	50万円	補助上限 50万円上乘せ	補助上限 150万円上乘せ	直接被害：200万円 間接被害：100万円	200万円 ※インボイス特例は適用	5,000万円	50万円、 2以上の補助対象者が共同で実施する場合は100万円
補助率	2/3 ※賃金引上げ特例を選択した事業者のうち、赤字事業者は3/4			定額、2/3	2/3	・地域振興等機関 定額 ・参画事業者 2/3	定額
対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによる展示会・商談会等を含む）、旅費、開発費、資料購入費、借料、設備処分費、委託・外注費（税理士等への相談・コンサルティング費用など）			先に加え、車両購入費	通常枠同様	・地域振興等機関・・・人件費、委員等謝金、旅費、会議費、消耗品・備品費、通信運搬費、印刷製本費、雑役務費、委託・外注費、水道光熱費 ・参画事業者・・・旅費、借料、設営・設計費、展示会等出展費、保険料、広報費	専門家謝金、専門家旅費、旅費、資料作成費、借料、雑役務費、広報費、委託費
昨年からの主な変更点	卒業枠・後継者支援枠を廃止			令和6年奥能登豪雨を対象に追加		参画事業者を「小規模事業者」に限定	

# (5) 事業承継・M&A補助金の概要

	事業承継促進枠	専門家活用枠	PMI推進枠	廃業・再チャレンジ枠
要件	<p>承継前の設備投資等にかかる費用を補助</p>  <p>5年以内に予定している親族内承継、従業員承継が対象</p>	<p>M&amp;Aにかかる専門家費用を補助</p> <p>■ 売り手支援類型      ■ 買い手支援類型</p>  <p>M&amp;Aが対象</p>	<p>M&amp;A後のPMI（Post Merger Integration）にかかる専門家費用や設備投資を補助</p> <p>■ PMI専門家活用類型</p>  <p>譲り渡し      M&amp;Aが対象      譲り受け</p> <p>■ 事業統合投資類型</p>  <p>譲り渡し      M&amp;Aが対象      譲り受け</p>	<p>承継時に伴う廃業にかかる費用を補助</p>  <p>廃業      一部譲り受け 事業譲渡に伴う廃業が対象</p>  <p>廃業      新規事業 廃業後の再チャレンジが対象</p>
補助上限	800-1,000万円	<p>買い手支援類型 600万円、2,000万円※ ※100億企業支援要件を満たす場合 売り手支援類型 600万円</p>	<p>PMI専門家活用類型 150万円 事業統合投資類型 800-1,000万円</p>	150万円
補助率	1/2or2/3	<p>買い手支援類型 1/3・1/2or2/3 売り手支援類型 1/2or2/3</p>	<p>PMI専門家活用類型 1/2 事業統合投資類型 1/2or2/3</p>	1/2or2/3
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 店舗改装工事費用</li> <li>● 機械装置の調達費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● M&amp;A仲介業者やFAへの手数料価値算定費用</li> <li>● DD費用（DDを実施する場合、DD費用として200万円を加算）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● PMI専門家への委託費用</li> <li>● 設備の規格統一など、事業統合に係る設備投資費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 廃業支援費、在庫処分費、解体費、現状回復費</li> </ul>
昨年からの主な変更点			新設	